

## 第8節 職員・組織・庁舎

### (1) 職員体制

#### (職員の応援体制)

第1波以降、新型コロナウイルス感染症に対応する健康局の体制確保のため、人事異動による職員の配置と、各局室区からの応援を行った。

人事異動については、新型コロナウイルス感染症に中長期的に対応するため、定例人事異動にとらわれず、状況に応じて柔軟に実施した。

令和2年6月24日付で、①市内の医療提供体制確保及び医療機関における院内感染防止対策等に取り組むため、健康局担当部長（地域医療担当）を配置、②新型コロナウイルス感染症対策の最前線となる保健所の体制強化として、健康局担当部長（保健所担当）、健康局担当課長（保健所調整担当）を配置した。

次に8月1日付で、再度の感染拡大により、保健所業務が膨大になっていたことから、保健所の体制強化として、健康局保健所予防衛生課担当係長（保健師）を配置した。

さらに令和3年1月1日付で、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種などを行う保健所の体制を強化するため、健康局保健所予防衛生課担当係長を配置するとともに、健康局全体のマネジメント機能を強化するため健康局政策課担当係長と担当者を配置した。

また、2月1日付で、コロナ禍における各保健センターの保健事業の推進・調整のために、令和3年度組織改正で新設予定であった健康局保健事業推進担当課長（保健師）を前倒して配置した。

職員の応援については、第1波の検証評価を踏まえ、再度「感染拡大期」が到来した際、迅速に応援体制を構築するため、各局室区において「感染拡大期」における優先すべき業務の再整理及び不要不急の業務を見合わせることで、応援に拠出できる人員をあらかじめリストアップし、行財政局と共有することとした。

令和2年7月29日には、行人第695号「新型コロナウイルス感染症対策にかかる各局室区職員派遣計画の作成について」を通知し、局室区ごとに応援職員人数を割り当て、リストを行財政局に提出させ、これを基に応援職員を派遣する仕組みを構築した。7月から8月のピーク時には最大で74名の応援体制を構築し、9月以降は感染者の減少に合わせて体制を縮小した。

さらに、10月5日付行人第1035号「新型コロナウイルス感染症対策にかかる各局室区職員派遣計画の作成について」を通知し、「感染警戒期」に移行した時点で、人事課で配置案を作成し、「感染増加期」に移行した時点で、即座に応援職員を派遣する仕組みを構築した。

しかし、令和3年1月13日に緊急事態宣言が再び発令された際には、健康局の各班の業務が膨大となったことから、各局室区の割り当て人数を超えて、随時応援を追加し、最大で71名の応援体制を構築した。

令和2年度は応援体制を中心に体制を構築してきたが、新型コロナウイルス感染症対応が長期化し、対応に従事する職員の長時間勤務が恒常化していること、また各局室区の応援人数が想定より多くなったことや、応援職員の入れ替えにより継続性に課題があったことから、令和3年度（令和3年4月）の定例人事異動において、応援体制にかえて健康局に20名の職員を配置した。具体的には、全体調整やワクチン接種など政策的な業務を行うポストに現職の係長・担当を配置するとともに、検査班や宿泊療養班など、定型化されている業務を行うポストにOB職員を配置し体制強化を図った。

また、従来の感染症対応に加えて、新型コロナワクチン接種が本格化したため、令和3年4月20付行人第92号「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の協力について」を通知し、上半期における兼務計画を周知するとともに、5月10日から開設した集団接種会場12か所について各局室によるカウンターパート方式で各会場に課長1名、係長1名を配置した。

さらに、5月14日に集団接種会場でのワクチン管理を徹底するためにワクチン管理監として局長級1名を、市独自の大規模接種会場の設置など接種率の向上、迅速なワクチン接種のための取り組みを強力に推し進めていくため、健康局担当部長（ワクチン接種担当）、健康局担当課長（ワクチン接種担当）、健康局担当係長の計3名をワクチン接種対策室に配置した。さらに、5月17日にワクチン接種の加速のため健康局担当局長（ワクチン接種担当）を配置した。

ワクチン接種体制の強化や新規感染者数の増加による保健所業務の急増に対応するため、5月25日付行人第292号「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の再構築について」を通知し、6月1日よりワクチン接種対策室への応援体制を再構築し、業務ごとに担当するカウンターパート局を設定することで、中長期的に安定した体制を確保した。またワクチン接種に係る保健師業務の増に対応するため、健康局保健所保健課に保健師の担当係長2名を配置した。

集団接種会場については、5月10日の12会場開設以降、大規模接種会場、モデルナ製ワクチンを使用する5か所の新たな接種会場、夜間の市役所1号館24階接種会場、配慮を要する方への接種会場の開設にあわせて、会場運営を行うカウンターパートを設定するとともに、8月1日には集団接種会場の運営業務などを行う一般任期付職員6名を採用、8月10日からは外郭団体である株式会社OMこうべと一般財団法人神戸すまいまちづくり公社にも会場運営に参画いただくなど、全市を挙げてワクチン接種に取り組んだ。

また、ワクチン接種に関する、区役所におけるワクチン管理、高齢者の予約を支援する「お助け隊」、ワクチン接種情報を広報する「街宣車」、ワクチン供給不足による予約済みの方への予約キャンセル連絡などについては、兼務発令を行わずに職員が出務する方法で、柔軟に必要な体制を確保した。

第5波においては、自宅療養者へのフォローが大きな課題となったため、健康局に自宅療養者フォローアップ本部を、各区保健センターに自宅療養者フォローアップチーム

を新設し、それぞれの事務的な業務を切り出し、兼務・出務による応援職員で対応した。

新型コロナウイルス感染症対応については、ワクチンの3回目接種も含め、今後も引き続き対応が必要となることから、改めて健康局の体制強化や、安定的な業務運営を行うための兼務期間の延長も含めた応援体制を検討していく必要がある。

### **(在宅勤務制度・フレックスタイム制の運用)**

在宅勤務制度・フレックスタイム制については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、引き続きすべての職員を利用対象とするとともに、在宅勤務については利用上限の撤廃、フレックスタイム制については土曜日及び日曜日に加え、週休日の設定を可能とする運用を継続している。

在宅勤務については、庁舎外から庁内ネットワークに接続する際に必要となるLTE 接続端子の台数追加(1,500台を追加し、計2,000台とした)や公用携帯の配布(300台)等により、出勤時とほぼ同様の業務を行うことが可能となっていたが、令和3年2月には兵庫県が整備したリモートデスクトップツール「テレワーク兵庫」について運用を開始し、テレワークにおける個人端末(BYOD)業務利用基準に基づき、個人端末を使用することも可能とした。

フレックスタイム制については、継続的に超過勤務が発生している職員の負担軽減の観点から、新型コロナウイルス感染症対応に際し公務上の必要がある場合について、職員に共通する勤務時間であるコアタイム(午前10時～午後3時)を所属単位で適用除外することを、令和2年6月から可能とした。

接触機会低減の取り組みとして、在宅勤務制度等の活用により出勤者の削減に取り組み、在宅勤務の利用が困難な場合はフレックスタイム制の活用により接触機会の低減を図るよう、庁内周知を行っている。特に、緊急事態宣言発令中においては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、職場の業務実態を十分考慮したうえで、在宅勤務制度やフレックスタイム制等の活用により出勤調整を行う職員の割合7割を目安として取り組むこととしている。

### **(職員の健康管理等)**

職員の健康管理・メンタルヘルスについては、新型コロナウイルス感染症感染予防や罹患後やワクチン接種後の不調に関する相談をはじめ、平常時と同様、職員や所属からのこころと身体健康相談に対応してきた。また、安全衛生委員会、庁内イントラネットなどで感染症予防啓発を行った。

宿泊療養施設や緊急一時保護施設への出務職員(兼務)が感染への不安等を相談できるように、出務終了後に支援者向けリーフレットと体調確認の文書送付している。

令和2年7月27日、令和3年5月28日に、健康局と合同で「健康局新型コロナウイルス対応職員の健康対策について」の通知を発出し、①厚生課産業医による面談、②厚生課・健康局政策課への相談窓口の設置、③健康局新型コロナウイルス対応職員健康状

況調査を実施した。

- ①産業医による出張面談については、新型コロナウイルス感染症対応で慣れない業務や業務量の増加により、大きな負荷がかかっている職員に対し、悩みなどを伺い、自身の健康に目を向ける機会を設けるとともに、産業医による体調確認を実施することを目的に実施した。対象者は、健康局所属で新型コロナウイルス対応に従事する職員（保健センター職員、応援職員含む）で、（i）時間外勤務が月 80 時間超の職員、（ii）所属長（対象者が課長級以上の場合は上位者）が必要と認める職員、（iii）その他、面談を希望する職員とした。令和 3 年度はさらに（iv）令和 3 年度新規採用職員及び健康局転入職員を対象に追加した。令和 2 年 8 月 6 日～12 月 3 日にかけて合計 215 名、令和 3 年 2 月 3 日～4 月 26 日にかけて合計 132 名、令和 3 年 6 月 3 日～9 月 2 日にかけて合計 206 名の面談を実施した。
- ②厚生課・政策課への相談窓口の設置については、所属では相談しづらい悩みや不安を直接連絡できるよう窓口を庁内イントラネット上に設けた。
- ③健康局新型コロナウイルス対応職員状況調査については、健康局（保健センター含む）職員に対し、調査票を配布し、所属長が所属職員の健康状況を把握し疲労度が高い職員に対してヒアリングを行うなど対応を実施した。

産業医による出張面談の結果、健康局を中心に新型コロナウイルス対応にあたる職員の長時間勤務が長期化・常態化し、疲弊・心身に所見が現れている職員も増えていた。全市的な応援体制が図られているが、継続して健康局（保健センター含む）職員の長時間勤務・負担軽減を図っていく必要がある。

### （余りワクチン接種職員ボランティア）

令和 3 年 6 月 26 日～8 月 29 日の間で、「余りワクチン接種職員ボランティア」を募り、休日の集団接種会場においてキャンセル等で急遽生じた余りワクチンを無駄にしない取り組みを行い、延べ 2,871 人の職員の協力を得て、904 回分のワクチン接種につながった。

## （2）市職員の感染発生への対応

### （市職員の感染発生者数）

令和 3 年 9 月 30 日現在 319 人

（神戸市民病院機構への派遣職員及び学校園の教職員除く）

### （東灘区役所における感染と窓口業務の一部休止）

1 月 22 日（金）に東灘区役所の市民課職員に新型コロナウイルス感染が確認され、その後、全体で陽性者 2 名、濃厚接触者 11 名となることが判明したため、1 月 25 日（月曜）から市民課窓口業務の一部を休止した。

休止業務は、市民生活への影響をできるだけ小さくするため、昼間時間（11時45分～13時）の受付業務、転入等の届出に合わせた新住所の住民票など証明書の即日発行、写真撮影などのマイナンバーカード申請支援など最小限に絞り、それ以外の業務は通常通り実施することとした。

翌日1月26日（火曜）以降、他区等からの応援により、早期に届出時の証明書発行の期間短縮を行った。さらに、その後も応援職員を増員することで、休止から1週間後の2月1日（月曜）には休止していた窓口業務を全面再開した。

区役所は市民サービスの最前線であり、職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合においても、業務への影響を最小限に抑えることが重要であり、感染症拡大防止と市民の不安解消を最優先にしながらできる限り市民サービスの停滞をきたさないよう業務を継続することが必要であり、今後も状況に応じた他区等からの応援職員の派遣など、迅速な業務継続対応を行う。

#### 【応援体制】

- ・日 時：1月26日（火）～2月5日（金）
- ・応援区：東灘区役所内（総務課・まちづくり課・保険年金医療課）  
灘区、中央区、兵庫区、長田区、垂水区  
※東灘区は市民課経験のある職員、その他の区は市民課職員
- ・延べ人数：57名

### **（3）庁舎（本庁舎・区役所等）における感染防止策の実施**

令和2年4月の緊急事態宣言時の対応をもとに、消毒液や飛沫拡散防止装置（アクリル板、フェイスシールド等）の設置、ロビーにある待合ベンチ・椅子の間隔の確保を継続している。

このほか、下記の取組みを実施している。

- ・令和2年12月下旬以降、市役所及び区役所・支所・西神中央出張所の入り口や総合案内付近等に、職員や来庁者が体温をセルフチェックするためのサーマルカメラを順次設置し、37.5度以上ある場合は来庁を控えていただくよう呼びかけた。また、エレベーターやトイレ、階段などの手の触れる箇所に抗ウイルスコーティング剤を塗布した。2月上旬には、「パーティション取付型 会話補助システム」を区役所等の窓口に設置した。
- ・各区において、証明発行窓口等での立ち位置表示の設置、混雑緩和や不要不急の外出自粛を呼びかける庁内放送・公用車でのアナウンス・デジタルサイネージ・区庁舎への看板・ポスター・懸垂幕・横断幕掲示等を実施した。
- ・市役所本庁舎の24階展望ロビー（市民開放施設）について、緊急事態宣言等の発令にあわせて開放時間の短縮や閉鎖してきたが、令和3年8月10日以降はワクチンの集団接種会場として使用している。
- ・行政手続きのスマート化の取組みの中で、電子申請の拡大を進めており、令和

2年4月の緊急事態宣言時以降も国民健康保険の脱退手続きなどの業務で拡大を進めてきた。

また、市税関連手続きにおいては、証明書申請や市県民税申告など特に来庁者の多い手続きを中心に、①税証明のインターネット交付申請の開始（令和3年1月12日から）、②市県民税の申告の郵送提出を勧奨（市が郵送料を負担）、③市県民税の申告期限を1か月延長（従来の2月1日～3月15日を、4月15日まで延長）、④インターネットを利用して市税の口座振替・自動払込のお申し込みができるサービス（神戸市 Web 口座振替受付サービス）の開始（令和3年3月1日～）等に取り組んだ。